

佐久市無居住家屋等対策協議会委員公募要領

佐久市建設部建築住宅課

次のとおり公募に係る条件その他必要な事項を定め、佐久市無居住家屋等対策協議会の委員を公募します。

1 審議会等の名称、設置目的及び所掌事務

名 称	佐久市無居住家屋等対策協議会
設 置 目 的	空家等対策の推進に関する特別措置法による
所 掌 事 務	無居住家屋等の抑制及び対策に関する事項

2 公募の趣旨

佐久市では、政策決定過程への市民参画を促進し、広く市民の皆さんの意見を聴くことにより、総合計画や行政改革大綱に掲げる「市民協働」を実現するための手段の一つとするよう、市民の皆さんに協議会等の委員になっていただく協議会等の委員の公募制度を設けています。

佐久市無居住家屋等対策協議会については、その設置目的や所掌する事務の内容から、市民の皆さんの意見を聴き、政策に反映させることが必要な機関であることから、同制度を適用し、委員の公募を行おうとするものです。

3 公募委員数

募 集 人 員	2名（委員総数16名以内）
---------	---------------

4 申込資格

申 込 資 格	次のすべてに該当する方に申込みの資格があります。 1 申込み時点で年齢が満18歳以上の方 2 ①佐久市内に住所を有する、②佐久市内の事業所に勤務する、③佐久市内の学校等に在学する、のいずれかに該当する方 3 市税等を滞納していない方 4 佐久市の他の審議会等の委員となっていない方 5 佐久市議会議員又は佐久市職員でない方 6 平日（昼間）に開催する協議会に出席できる方 7 所掌する事務と密接な利害関係がないと認められる方
---------	---

	8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団員、その他集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の構成員でない方
基 準 日	申込日

5 申込みに必要な書類及びその様式

必要書類	1 佐久市無居住家屋等対策協議会公募委員申込書 2 履歴書 3 「市税等滞納」の確認に係る承諾書
様式	1 佐久市無居住家屋等対策協議会公募委員申込書 (指定様式) 2 履歴書 (指定様式) 3 「市税等滞納」の確認に係る承諾書 (指定様式)

6 申込方法及び期限

申込方法	申込書に必要書類を添えて、次の方法により申し込んでください。 1 持参 (佐久市役所南棟 建設部 建築住宅課 窓口) 2 郵送 (宛先 : 385-8501 佐久市中込 3056 番地 建築住宅課宛て) ※ 封筒に「無居住家屋等対策協議会公募委員申し込み」と朱書きしてください。 3 メール (宛先 : kenchiku@city.saku.nagano.jp)
申込期限	1 持参 令和8年2月27日(金)午後5時15分まで(土日祝祭日は除く) 2 郵送 令和8年2月27日(金)必着 3 メール 令和8年2月27日(金)午後5時15分まで

7 選考方法

選考方法	申込書及び履歴書による書類審査を行い、申込資格に適合すると認められる方を選考いたします。申込資格に適合すると認められる方が多数いた場合は、会全体の男女比の均衡を考慮して選考します。なお、申込があっても申込資格を満たしていない場合は、選考の対象となりません。
------	--

8 選任時期及び任期

選任時期	令和8年4月1日を予定
------	-------------

任 期	選任の日から 2 年間
-----	-------------

9 委員報酬等の有無及び金額

種 別	報 酬	費 用 弁 償
有 無	有	有
金 額	1 日あたり 6,500 円 (会議等が半日で終わる場合は、 この半額)	旅費 1 kmあたり 37 円 (車で来庁する場合)

10 その他

特 記 事 項	1 申込みが募集定員に満たない場合であっても再公募はいたしません。 2 委員に委嘱されたのちに申込資格を満たさない状態になったときは、 任期中においても資格を失います。
問 合 せ 先	佐久市役所 建築住宅課 住宅係 (担当 : 森山・井出) 電話番号 : 0267-62-3430 (直通) メール : kenchiku@city.saku.nagano.jp